

流山市農業委員会  
平成25年第5回  
総会議事録

平成25年5月24日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成25年第5回総会議事録

1 期 日 平成25年5月24日(金)

2 場 所 流山市役所304会議室

3 議 長 名 高市 正義

4 署名委員 2番 小倉 節子  
3番 山崎 日出男

5 出席委員(14名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	8番 水野 敬久
9番 中村 敏則	10番 大作 榮
12番 小林 常男	13番 須郷 英夫
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(2名)

11番 根本 隆	14番 水代 啓司
----------	-----------

7 書記名 係 長 田村 敏一

8 事務局 局 長 岡田 一美 次 長 吉田 勝実  
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1)議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について……………	1
(2)議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)……………	3
(3)議案第21号 農用地利用集積計画の決定について……………	9
(4)議案第22号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について……………	11
(5)報告第7号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について……………	13
(6)報告第8号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について……………	14
(7)報告第9号 専決処理の報告について……………	15

**開会 午後3時02分**

**高市議長** 皆さん、こんにちは。大変暑い、それこそ真夏の最中のような陽気になりまして、色々ですね、体調もこう変わりやすい時期でございますので、一つ気を付けていただいておりますね、この農業委員会或いは流山市の農業にですね、一つ御専念いただきたいとこのように思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただ今から平成25年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。ただ今のところ、出席委員は16名中14名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。なお、11番、根本委員、14番、水代委員から欠席の旨の届出がありましたので、御報告をいたします。

次に本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

**高市議長** 異議なしと認めます。2番、小倉委員、3番、山崎委員を指名いたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、田村係長を任命いたします。

次に本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

**吉田次長** お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧ください。本日、御審議いただく案件は、議案第19号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第22号の「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」までの4議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第7号の「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第9号の「専決処理の報告について」までの3項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

御説明は以上です。よろしく願い申し上げます。

**高市議長** ただいまの説明について、何か御質問がございましたら挙手をお願いしたいと思います。ございますか。

(なしの声あり)

**高市議長** なしと認めます。

**高市議長** これより議事に入ります。

それでは、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

**吉田次長** 議案書の1ページを御覧ください。

議案第19号

農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年5月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の3条申請は1件です。初めに**権利者ですが、権利者は流山市名都借の方で、職業は農業です。申請**がありました土地は、流山市名都借の畑5筆で、面積は4,243㎡です。次に申請事由ですが、農業経営の効率化を図るため農地を取得したいというものです。議案案内図につきましては、1ページと2ページでございます。

今月の3条申請は、以上の1件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**高市議長** 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

**須郷委員長** 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告します。

今月の案件は1件です。

本案については、現地調査と権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地は、東部中学校の北西約400mに位置している畑1筆と東部近隣公園の北側約300mに位置している畑4筆です。

申請理由ですが、母親から相続により所有した農地を兄弟で共有していましたが、共有者の高齢化で、一部では相続も発生していることから、申請者が農業の後継者となり、単独所有になることにより、農業経営の効率化を図るため申請があったものです。

申請地の畑は、ジャガイモ、ねぎ、トマトが作付けされた状況でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は、約0.4ヘクタールで、農業従事者は2人で、季節物の野菜を栽培しているということです。

現在、耕作している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願い申し上げます。

**高市議長** 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いしたいと思います。質疑ございませんか。

**12番(小林委員)** 売買なんですけど、これは坪どのくらいですか。

**吉田次長** ただ今の売買価格という御質問でございますが、一坪当たりで申し上げますと約1,500円ということでございます。以上です。

高市議長 坪1,500円です。よろしいですか。ほかに御質問ありますか。

安い理由ですか。

吉田次長 ただ今約坪当たりで1,500円ということですが、実勢価格よりは恐らく低いかないというふうには確かに思いますが、今回の権利者義務者の関係でございしますが、同じ御兄弟、御親族ということで、そういった身内の中での取引ということでこのような少し低い価格ということになったのではないかというふうに思います。以上です。

高市議長 そういうことだそうですね。

質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これより採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第19号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」(一時転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページを御覧いただきたいと思います。

議案第20号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成25年5月24日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の5条申請は2件です。なお、この2件は権利者が同じ法人でございします。また、申請の内容も関連しておりますので、この1番と2番につきましては、一括して御説明をさせていただきます。初めに権利者ですが、**権利者は流山市松ヶ丘に住所を置く法人で、主な業務は土木業です。**次に申請がありました土地は、1番が流山市名都借の田2筆で、面積は451㎡、転用目的は土砂等の利用による農地造成で、議案案内図は2ページから3ページです。

また、2番の申請地は、1番の農地に隣接している畑で、転用する面積は2筆で44.81㎡、転用目的は1番と同じく土砂等の利用による農地造成で、議案案内図も1番と同様のページでございします。

なお、本案の2番の農地についてですが、2番申請地の2筆の合計面積は500㎡で、今年の1月に田から畑への埋め立て許可を受け、現在は畑の状態となっております。

す。そしてこの500平方メートルのうち今回の申請面積44.81㎡につきましては、北側に隣接している田への土砂の流出を防止するため、現在は法面となっております。このため、隣接地である1番の埋め立てに合わせて2番の法面の部分についても埋め立てを行いたいというものでございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**高市議長** 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

**須郷委員長** 議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」(一時転用)を御報告します。

今月の案件は、一時転用によるものが2件です。

本案については、現地調査と権利者及び義務者双方からヒアリングを行い、審議いたしました。

最初に、1番及び2番については、申請地が隣接箇所で、転用目的が関連しておりますので、一括して御報告します。

移転の原因は使用貸借で、転用目的は残土を利用した農地造成です。

権利者は、平成20年に市内に土木工事の設計、請負及び施工などを目的とした事業所を設立しています。

埋立てについては、平成25年1月22日付で許可した本案件申請地の東側の造成工事を行った実績があります。

業務内容は、主に住宅の外溝工事や盛土工事などを行っているということです。

土砂の搬出元は、野田市吉春からであり、土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されています。

土砂の搬入については、運転免許センター脇を通り、搬入する計画で、1日当たりの運搬台数は、1日当たり多くて40台程度を予定しているということです。

なお、搬入の時間については、通学時間との関係から、朝8時30分以降午後4時30分まで行うとのことでした。

次に、事業計画の概要ですが、埋立て面積は495㎡で、建設残土約1,000㎡を搬入し、単純埋立て方式で行うということです。

埋立て期間は、許可後から90日を予定しています。

次に、営農状況でございますが、1番の義務者の方は耕作面積は約2.3haで、農業従事者は4人です。申請地に隣接する農地が造成されたため、雨水等が流入し、田圃として耕作ができないため、畑にし、農地造成後は、大根、白菜を作付けする計画です。

次に、2番の義務者の方は、耕作面積は約1.4haで、農業従事者は3人です。申請地に隣接する1番の農地の間に、双方の法面が残らないように、造成工事に協力するものです。造成後は、経営農地の拡大を図ることができるため、季節物野菜を作

付けする計画です。

次に、周辺農地所有者に対しては、埋立てを行う旨を説明したところ、特に意見はなかったということでした。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は東部中学校の北西約400mに位置し、申請地は特に作付けは行われていませんでしたが、周囲は住宅等が連たんしている区域に隣接しており、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、資金計画については、造成費が約147万円で、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、埋立て面積が500㎡未満のため、流山市の土砂等の埋立て条例には該当しませんが、権利者から農業委員会に農地埋立てに係る事前協議が提出されました。その後、関係各課からの意見について協議が調った旨の報告が提出されております。

最後に、土地所有者に対し、造成後3年間は農地転用できないことを申し添えております。

また、土地所有者としては、その責務として、造成事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため、埋立て等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画通り実施されていないとき、又はその恐れがあることを知った時は、直ちに、事業を行う者に対し、事業の中止及び原状回復を求めるとともに、その旨を農業委員会に通報するよう指導しました。

以上、権利者及び義務者双方からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」、「土砂等の利用による農地造成の一時転用の許可基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって1番、2番とも許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

**高市議長** 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

**4番(中村彰男委員)** 事務局にお聞きしたいんですけども、この隣接地の今回、次の工事でやったその地続きの物件だと思っているんですけども、例の問題あった土地ですよ。そこでちょっと言えますのは、この9.90、9.50というのは同じ仕上りのレベルの数字と思っているみたいですけど、ここにある消防署、これは学校に向かってこう下がってきて、道路に並行して盛り土しているところと察するんですけれ

ども、ちょうど真ん中に農業用水路が走っておりますよね。これから次に向かうこの高低差が数値からするとかなりの法面の高低差が考えられるんですけど、この処理はどのような現地で指示をなされたのかなということをお聞きしたいですね。あくまでもユンボで法をはたいた程度で終わっているのかな、それとも水路にこれから集中豪雨があったときに被害が出るようですから、法をはたいただけで仕上がりでよろしいのか、それとも芝生を植え付ける種子を吹き付けて土砂が水路に流れ出ないように指導したのであるかその辺ちょっとお聞きしたいところでありますけど。

**山口次長補佐** それでは今中村委員からの御質問のありました、確かに法面の部分の処理方法ということがございますけれども、法面は角度約30度ということでユンボの部分で抑えはいたします。それで出来上がりにつきましては、今おっしゃったように芝の種子を吹き付けるという形で予定になっております。で、実際に今まで終わっている部分につきましては、今回白っぽくなっている部分ですけれども、そちらの方にはすべて芝の種子が吹き付けられております。同様に今回の工事についても同じ処理をいたしますという計画です。以上です。

一つ申し忘れましたけども、水路に対するやはり被害防除というものがありますけれども、埋め立ての範囲は水路から約50cmセットバックという形で計画をしております。以上です。

**4番(中村彰男委員)** 種子というのは難しいですよ。ガン吹付けでシューとやる工法なんでしょうけど、たまたまその吹いたときに種子が発芽すればいいんです。ところが吹き付けしました、集中豪雨があったときにはその吹きつけの部分が流れて行ってしまいうってこういうような欠点があるんですけど、まあ、今年だけ用達していればいい訳でしょう。その後、それがどうなろうとその後の処理結果はちゃんと法面から種子が生えて、要するに草になる訳ですけど、そうすれば土砂が流れ出ない、そこまでの確認は一切なされないと私は思っているんですけど。そうすると許可条件といったときにそれを承諾しておけばいいのかなと、後、その後どうなったかは一切チェックしていないんじゃないのかなと、確認をしてないんじゃないのかが実態として実情じゃないのかって思っている次第なんですけども、流山市の場合は。

**山口次長補佐** 種子については、確かに単なる吹き付けであれば集中豪雨みたいな形で降れば流れてしまうのかなと思うんですけども、実際種子を吹き付ける所についてはですね、石灰と一緒に混入して出来るだけ吹き付けてから安定するという形です。ですので、ちょっと斜面は白っぽくなっていました。確認については、一応終わった段階では確かに芝が生えるまで確認しませんということではなく、終わったときには直ちに確認はいたします。その後やはりそういうものが崩れるということになりましたときには、それはもう土地の所有者が責任をもって管理をしていただくという形になります。以上です。

**4番(中村彰男委員)** 分かりました。ちょっと字が小さくて見えないんですけど、44.



ながし<sup>m</sup>これはお互いの法面のじゃなくて一緒に・・・

**岡田局長** こうなったものを埋めてですね、お互いの農地としての天場をですね、有効活用しようということで面合わせです。

**4番(中村彰男委員)** そこでこの44ながしという説明あって、何だろなと思ったことで、それも含めて皆さん理解できたと思います。以上です。

**高市議長** ほかに質問ございますか。

**12番(小林委員)** いつも田圃を埋めました後はですね、3年間はもちろん作付けして、畑にして作付けしてほしいということ、今まで私も何回か見たんですけど、その3年間で畑にして活用しているというのは数えるほどしかないんですよ。その辺の対応というのやはりこれから考えて行かなくちゃ、ただ田圃だから埋めて畑にします、それで3年間はそのままほっといて、それで3年間は、畑として税金を掛けるという、悪く考えればいろいろあって、その辺のこともこれから考えて行かなくちゃ、段々高齢化になって行くんで、趣旨は分かるんですその田圃を埋める、後継者も段々減ってくるんで畑にした方が手っ取り早いという安易な、私だけかも知れないんですけど、ちょっとその辺を検討して行かなくてはいけないんじゃないかなというふうに思います。

**岡田局長** 確かに施工後の事後の管理はどうなのか、また、作付け等々は3年間或いは初年度から行われているかどうかということについても、確かにそのとおりであります。我々事務局がそこを中心としてやるものではなく、農業委員さん各地域の農業委員さんの御協力も仰がなければならぬこととなります。今後事業活動の中でですね、パトロールとか土地利用状況調査等々においてそれも加えて行こうじゃないかと、なるとですね、また、充実した現地確認ということが行われてくるんじゃないかなと思います。事務局で企画立案しても皆様方の御同意を得られなければ実施に移すことができないものですから、一つの御提案としてですね、皆様方も今同時にお聞きいただいたと思います。今後農地パトロールの中で直近の許可がですね下りて間もないようなところについてのチェックについてですね、事務局一任或いは農地パトロールの際にいつてみようじゃないかと、そういったふうになればですね実施して行きたいというふうには思っております。今のところこのような皆様方の許可をいただいてですね、全然使われてないというようなところについては極々一部にあります。それは土がですね、農家の監督不行届きな点もあろうかと思いますが、思ったような土でなかったとかですね当初の業者説明と違っていたりとかしてですね、そういったことで改良をされないままのところもですね一部あります。そういったところはやはり注意などは事務局サイドとしてもですね、させてはいただいておりますが、すべてが全部網羅できるかというところとそうでない点がありますので、そのパトロールに際してですねやってみればというふうには思っておりますが、皆様方が御同意いただくことが何よりも必要なことですので、一つよろしく御理解いただければと思います。

**4番(中村彰男委員)** あの局長・・・

**岡田局長** 申し訳ありません。先ほどですね、利用状況、農地パトロールということですけど、10月の、本年の10月の中にそれを含めて行くということで方針を出させていただきましたので、御理解をいただくというよりはそういう方向性でお願いしたいということに改めて申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

**4番(中村彰男委員)** 局長の答弁の中で、今小林委員さんおっしゃったように私だけですかということがありましたよね。私も正に同意見ですよ。色々パトロールさせていただいた中で正直にやっている方もおります。中には許可を得るために当たり前の農業従事者何人もおります。それで埋め立てをして耕作しますと、それでお諮りして、なってる方もそれで許可変わんなく下りちゃうんです。その後は全くなされてないのは何箇所かは見受けられる。畑に適する土なのか、一回自分がさっき行ったときは全く適さないですね。だから業者がたまたま残土の受け入れ先になって、荒れた田圃があるからちょうどいいねということでやっていますけど、ここも何度か通って見えていますけど注目された現場ですよ。これまで私も何度か通ってまして、見た目は非常にいい土が入っております、ぜひとも好例でありますけれどもやっただいて、地域の農業者が指導していただきたいって話局長から出たもので、なかなか難しいですね、同じ地域ですから言いづらい、後で業務関係もあるじゃないですか。それを察した場合、一つの提案として、一坪農園であるとか市民農園としてまた開放、お借りしてですよ、新川耕地の一部〇〇さんもしていることでありますけども、今やる方が非常に増えて土地がないという状況でありますので、そういう展開してもよろしい場所かなどそのように考えるもので、行政も一体となって考えていただけたらどうなのかなと、いずれ高齢ですから、あれだけの面積ではっきりやるのが私は難しいと思います。

**岡田局長** こちらはごく一部のところですけども、そのほか従前に御許可いただいたところについては、その地権者さん農家の方はそのほかにも畑を東部中の高台の方でやっただいて、かぶやとうもろこしだったかな中心にやっています。結構手広くやっただいて、なお且つ、鶏卵、養鶏それをもうちょっと取りやめられてですね、手間が省かれた関係で、農作物にですねもっと拡充したいということで、これまでの農業形態からしても着実に実行して来られる方で、あそこは恐らく地型が落ち着いたらですね、恐らくもうないが始まってですね、次の作付け関係の土壌の改良に入るのかなというふうに思っております。そうでなければあちらの土地を取得した意向とまた埋め立てしたときの初期の目的から逸脱してしまいますので、我々農業委員会がですね逆に裏切られたということがないようにですね、私どもも注目しながら指導という形になって行くケースの一つであるかなと思います。現段階では市民農園とかそういったところではですね考えておらないところですが、要は農地所有者のちゃんとした約束を果たすということですね、させるのが役割だというふうに思っておりますので、現段階ではこちらをまず励行させるということに着眼して、私も注目して行きたいと思っておりますので御理解いただければと思います。

4番(中村彰男委員) 今後の課題などありますよね。別に△△さんのは何も言ってる訳じゃなくて、過去そういう埋め立てしたままで何もなされてない、耕作されてない土地が大分多いですね。それらを考えまして今後普段どうなのかなという話であります。

高市議長 ほかに質問ございませんか。

質問がないようですので、これより採決を行いたいと思います。

議案第20号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページを御覧ください。

議案第21号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成25年5月24日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月は新規によるものが1件、更新によるものが5件です。初めに1番の新規分から御説明させていただきます。権利者は流山市西深井の方で、職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市西深井の田4筆、面積は2,087㎡で、利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましては、4ページでございます。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。4ページにあります2番から6番まではいずれも更新によるものでございます。なお、本案の2番と3番について、また、本案の5番と6番につきましては、権利者が同じ方でございますので、一括して御説明をさせていただきます。初めに2番と3番です。権利者は流山市西深井の方で、先ほど御説明しました新規の1番の方と同じでございます。利用権を設定する土地は、流山市西深井の田2筆、面積は2,025㎡で、利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましては、5ページでございます。

次に4番です。権利者は流山市野々下の方で、職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市古間木の田1筆、面積は721㎡で、利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましては、6ページでございます。

次に5番と6番です。権利者は流山市中の方で、職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市野々下二丁目の畑2筆、面積は2,691㎡で、利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましては、7ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の6件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**高市議長** 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

**須郷委員長** 議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が5件の計6件です。

最初に新規分ですが、権利者の職業は農業で年齢は71歳です。また、営農状況については、耕作面積が約3.82haで、農業従事者は権利者を含め3名です。

次に現地の状況ですが、対象農地の田は、いずれも田植えが終わった状況でした。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に更新分ですが、2番から3番の権利者が同じ方でありますので一括して御報告させていただきます。

はじめに権利者は、新規の1番の方と同じでございます。

次に現地の状況ですが、2番から3番の対象農地の田は、田植えが終わった状況でございました。

利用権設定期間については、2番から3番とも、引続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に4番であります。権利者の職業は農業で、年齢は87歳であります。

また、営農状況については、耕作面積が約1.7ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名でございます。

次に現地の状況でございますが、対象農地は田のため、田植えが終わった状況でございました。

本案については、今年で貸借期間が満了となるため、引続き3年間の利用権を更新しようとするものでございます。

次に5番であります。6番の権利者と同一方でありますので一括して御報告させていただきます。

はじめに、権利者の職業は農業で、年齢は35歳であります。

また、営農状況については、耕作面積が約11.5haで農業従事者は権利者を含め4名でございます。

次に現地の状況ですが、5番の農地は畑で、ねぎが作付けされ、6番の農地は耕起済の状況でございました。

以上のことをもとに審議したところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしています。

よって、本案については、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

**高市議長** 御苦労さまでした。なお、本案の1番から3番については石井委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、石井委員の退席を願い審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(石井委員退席)

**高市議長** これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

**高市議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号のうち、1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第21号のうち、1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

石井委員の除斥を解きます。

(石井委員入室)

**高市議長** 次に本案のうち、4番から6番に対する案件について質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号のうち4番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第21号のうち4番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

**高市議長** 次に議案第22号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

**吉田次長** 議案書の6ページをお開きください。

議案第22号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について  
農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成25年5月24日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の証明願は1件です。申請者は流山市西深井にお住まいの方でございます。次に申請地ですが、流山市西深井の畑1筆で、面積は1,207㎡のうち513.69㎡です。本件土地につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は20年以上前から住宅用地の一部として使用されておまして、今後、申請地の地目変更登記申請を行うために証明願の提出があったものでございます。議案案内図につきましては、8ページでございます。

今月の証明願は以上の1件です。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**高市議長** 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

**須郷委員長** 議案第22号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告します。

今月の案件は、1件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っています。

申請地は、西深井小学校の北西約200mに位置している土地で、地目は畑で、現況は住宅の敷地として一部使用されていました。

申請地は、平成4年に申請者の親から相続を受けた土地であります。昭和47年に親が住宅を建築したとき、隣接する農地の一部を使用し、現在に至っているということです。

登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものです。

なお、今回の願出書の提出に当たっては、平成元年10月に撮影された航空写真が添付されていました。

以上のことをもとに審議したところ、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

**高市議長** 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は挙手を願います。いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

**高市議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

**高市議長** 次に報告第7号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。吉田次長。

**吉田次長** 議案書の7ページを御覧ください。

報告第7号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成25年5月24日報告

流山市農業委員長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市宮園3丁目の畑6筆、面積は1,110㎡で、議案案内図は9ページでございます。次に買取り希望価格及び用途地域につきましては記載のとおりとなっております、平成25年の7月1日までに買取りの申出がなかった場合には、生産緑地の行為の制限が解除となるものでございます。

今月の御報告は以上の1件です。よろしく御報告申し上げます。

**高市議長** ただいま報告がございましたが、御質問、御意見ございますか。

**9番(中村敏則委員)** この単価というのはおかしいんじゃないですか、これ。この数字で出てきたんですか。

**岡田局長** はい。

**9番(中村敏則委員)** こういう数字、幾ら申請で出てきたからって許していいものかどうか。だってこれじゃね、東京の銀座辺りの、銀座ならもっと高いんだらうけど、㎡200万円というのはちょっと考えにくい。市を馬鹿にしているというか。こういうことを市が納得して受けちゃっていいのかどうか。

**岡田局長** 中村委員の御質問にお答えします。銀座の一等地じゃないんだというようなことではございますが、この項目にもございますように、こちらの地主さんのですね、買取りの希望価格としてありまして、あくまでこちらとしてはそちらの希望価格というものを掲載するというのがですね、一つの決まり事というふうになっております。それを高いから安くしなきゃだめだというのは我々の方の側には権限はございませんので、実際上の取引の中においてはですね、公告したものというところからはですね、引き取り

がなければ、また今度は違う手段でということなんですけど、實際上農家の人はこういう価格を提示されたら買うことはできないということですね、分かっているという希望価格を出しているのかという、まずあり得ないようなことを望んできているというのも裏を返せばですね、思えてならないんですが、ただその点を何か是正して下さいとこちらから申し上げても、その当人への希望というのについては尊重しなければいかんというのが、我々の立場としてございますので、その点はちょっと腹立たしく思うかもしれませんが、それは防ぎようがないというところです。

9番(中村敏則委員) 今までで坪50万円くらいが最高、大体そのくらいじゃなかったの。

岡田局長 実勢価格としてはですね。

高市議長 本人の希望価格ということで。ただ7月の1日までの間にですね、これを幹旋として出す訳ですから、それ以上のことは言えない訳ですよ、これは。申請者ですから。

9番(中村敏則委員) 幾ら希望っていったって、これで市が受け取っちゃうんだから。

岡田局長 22億ですから。

高市議長 御質問ありますか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に報告第8号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第8号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第53条第14号の規定により、次のとおり事業計画書の提出があったので報告する。

平成25年5月24日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

本件につきましては、農地法施行規則の規定により、農地転用の許可等が不要となります。このため農地転用の許可手続きに代えて、事業計画書の提出があったものでございます。

初めに1番ですが、事業者は東京都港区に住所を置く認定電気通信事業者です。土地につきましては、流山市市野谷の畑1筆、面積は644㎡のうち1.0㎡、転用目的につきましては、携帯電話用無線基地局建柱を設置するものです。議案案内図につきましては、10ページでございます。



次に2番ですが、事業者は東京都港区に住所を置く認定電気通信事業者です。土地につきましては、流山市中野久木の畑1筆、面積は631㎡のうち29.15㎡、転用目的につきましては、携帯電話用無線基地局建柱を設置するものです。議案案内図につきましては、11ページでございます。

御報告は以上の2件です。よろしくお願い申し上げます。

**高市議長** ただいま報告がございましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

**12番(小林委員)** ちょっと疑問なんですけど、1番の◎◎さんのとこなんですけど、面積1㎡でいいんですか、これ。

**吉田次長** 1㎡でございます。

**高市議長** よろしいですか、1㎡です。

**12番(小林委員)** すいません。

**高市議長** ほかにございますか、質問。

(なしの声あり)

**高市議長** 特にないようですので、次に進みます。

**高市議長** 次に報告第9号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

**吉田次長** 議案書の9ページを御覧ください。

報告第9号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年5月24日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の御報告は住宅用地とするための届出が1件で、その内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

今月の4条届出は、以上の1件、田3筆、1,761㎡でございました。

続きまして議案書の10ページをお開きください。2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今月の御報告は19件で、内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に今月の届出で移転の原因別内訳につきましては、売買が13件、贈与が1件、使用貸借が1件、事業用定期借地権設定が4件でございました。また、転用目的別では、住宅用地が12件、店舗が4件、駐車場が2件、資材置場が1件でございました。

今月の5条の届出の合計は、以上19件、49筆、21,993㎡、地目別の内訳では、田が16筆、7,164㎡、畑が33筆、14,829㎡でございました。

御報告は以上です。よろしくお願い申し上げます。

**高市議長** ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

**高市議長** 特にないようですので、次に進ませていただきます。

**高市議長** 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成25年第5回流山市農業委員会総会を終了いたします。慎重審議をいただきありがとうございました。

**閉会** 午後4時10分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成25年5月24日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 小倉 節子

流山市農業委員会委員 山崎 日出男